

宿泊税事務説明会（平成30年10月開催）での質問とその回答

平成30年10月に3回開催した宿泊税事務説明会でいただいた質問とその回答です。
趣旨が同一の質問については、集約して記載しています。

目次

1	宿泊税の導入に関する事	1
2	宿泊税の使途に関する事	4
3	特別徴収義務者の登録に関する事	5
4	課税対象の判断に関する事	6
5	宿泊者からの宿泊税の徴収に関する事	8
6	申告・納入に関する事	9
7	宿泊者への周知に関する事	10
8	罰則に関する事	10
9	交付金に関する事	11
10	その他	12

1 宿泊税の導入に関すること

① 経済団体や北陸新幹線による影響検証会議からの提言や報告を受けるだけで、現場の宿泊事業者の意見を聞いていないのでそごが生じている。宿泊事業者にとっては、宿泊施設の増加により厳しい状況に置かれている中での宿泊税の導入は負担であり、なぜという気持ちが拭えない。

経済団体から提言があったとのことだが、経済団体から提言されれば何でも実施に移すのか。財源が必要であるなら、観光客で潤っている業種から取ればよい。

宿泊税の制度設計のプロセスに問題がある。検討の開始から条例の議決までの手続が性急すぎる。もっと丁寧に議論を進めるべきではないか。

A 本市の宿泊税は、経済団体や市議会からの提案を受けて検討を開始し、北陸新幹線開業による影響検証会議からも「京都市の制度を基本に導入を早急に検討する必要がある」との提言があったことから、市の検討案を議会や宿泊事業者に説明し、宿泊事業者のご意見やご要望を踏まえ、検討案を一部見直した上で、議会に条例案を提出し、議決されたものです。また、その後には、総務大臣の同意を得たほか、平成30年度9月定例月議会では、宿泊税の導入延期を求める請願が不採択とされています。本市としては、これら一連の手続を重く受け止めています。

北陸新幹線金沢開業に伴い多くの方が金沢市を訪れており、まさに活気やにぎわいがもたらされる一方で、一部の地域では市民生活に影響が及んでいます。また、この活気やにぎわいを新幹線が敦賀や大阪まで延伸される際にも持続させる必要があります。宿泊税の導入は、これらの課題の解決に向けた財源を市民の納める市民税や固定資産税で賄うのではなく、金沢に来る観光客に負担をお願いするという考え方に立っています。

宿泊税の用途については、金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策とし、その3つの柱として、まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興を図る施策、観光客の受入れ環境の充実を図る施策、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策を掲げています。具体的な内容については、毎年度の予算案に合わせて公表するとともに、決算においてもどれだけの収入があり、どのような事業に充当したかを明示します。

② パブリックコメントでは京都市の制度を導入するとの説明はなされていない。

A パブリックコメントでは、趣旨、経緯と合わせて検討案を示しており、制度内容の項目において、「税収の用途を踏まえ、京都市の課税客体及び税率を基本として、制度を検討する必要がある。」とした上で、参考として京都市の制度を記載しています。

③ 東京都、大阪府、京都市に次いで4例目の宿泊税の導入となるが、これらの自治体と肩を並べるほど金沢市の知名度が上がったと考えているのか。

A 宿泊税については、全国で導入を検討している自治体があります。知名度ではなく、導入目的に対する財源として相応しいかどうかで判断すべきものと考えます。

④ 宿泊料金が比較的低額な宿泊施設では重税感があり、問題があるのではないかと。

A 宿泊料金にかかわらず、宿泊客の方が受ける行政サービスに変わりはないとの考えから、全ての宿泊者に広く負担をお願いするものです。

⑤ 京都市に倣った制度とのことだが、200円や500円といった税率が先走っている印象がある。この事業に幾ら必要だから観光客1人当たり幾ら徴収するという考えが本来の考え方であり、順序が逆ではないかと。

A 北陸新幹線開業による影響検証会議から、「交流人口だけでなく、定住人口の増加につなげていくことが必要である」、「次なる目標を定めて取組を進めていくことが重要である」との報告がありました。このような意見を踏まえ、金沢の歴史、伝統、文化など固有の高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるために宿泊税を導入するものです。

⑥ 金沢市観光協会が実施したアンケートでは、金沢を訪れた観光客は高い満足度を示しているが、宿泊税の徴収によって観光客が自由に使えるお金が目減りすることになる。使途が明確でないまま税率が決められ、観光に対する効果がどれだけあるか疑問である。

A 宿泊税は、金沢を訪れた観光客にリピーターとなってもらえるよう、まちの魅力を高める施策、観光客の集中による市民生活への影響を緩和する施策等を実施するための費用に充てることを目的としています。具体的な使途については、予算編成に合わせて検討を進め、公表します。

⑦ 民間の調査結果では、数年後の金沢市内の宿泊施設の稼働率は新幹線開業前に戻るとされている。東京オリンピック・パラリンピックも終わり、社会経済情勢がどうなるか分からない。宿泊税の導入はマイナスに作用するのではないかと。

A 何らかの方策を打ち出さなければ観光客が減少することも十分に想定され、そのようなことにならないようにまちの魅力を高めることが必要だと判断から、宿泊税を導入して新たな施策を推進するものです。

⑧ 道路網の整備もあり、宿泊客が宿泊税を敬遠して周辺自治体へ流出するリスクがある。宿泊税の税収を観光の振興に活用すると言うが、200円の徴収どころか売上げそのものがなくなってしまう。東京都や京都市を参考にすべきである。

A 京都市も本市と同様に免税点を設けていません。

先行自治体からは、海外も含め、既に宿泊税を導入している地域において、宿泊者の減少や印象が悪化したなどの影響はないと聞いています。

⑨ ラブホテルのコンピュータシステムの改修には多額の費用が必要となる上、そもそも宿泊税に対応したプログラムが開発されておらず、宿泊税を正しく徴収することができない。ラブホテルを利用するのは大半が金沢市民であり、課税対象から除外すべきではないか。

A 条例において全ての宿泊施設の宿泊者が納税義務者と定められており、特定の業態を除外することはできません。

⑩ 宿泊事業者は宿泊税の導入に納得していない。アンケートには条件付の賛成と答えたが、その後は意見を求められることもなく、知らない間に制度が決められていた。特に、20,000円未満の宿泊料金に対して一律200円の税率が課されるため、宿泊料金の低額な宿泊施設では、宿泊料金に対する宿泊税の額が大きく、支払を拒否されるケースが多いのではないかと危惧している。

導入を急がず、さらに1年から2年程度の時間をかけて宿泊事業者の声を聴き、制度を見直すべきではないか。

A これまで、宿泊事業者やパブリックコメントから寄せられた意見や要望を踏まえて検討を進め、議会で条例の議決を受け、総務大臣の同意を得るなどの手続を踏んでいます。また、平成30年度9月定例会議会では、宿泊税の導入延期を求める請願が不採択とされています。これらの一連の手続を重く受け止め、平成31年4月の課税開始に向けて準備を進めています。制度の見直しについては、御意見として承ります。

⑪ 市議会の各会派を回って宿泊事業者としての思いを説明したところ、おかしいと言う議員がいた。説明不足ではないのか。導入を延期して再検討してはどうか。

A 議案の審議に当たっては、会派や議員からの要請に応じ、説明や質問への対応をしています。また、条例案の議案は全議員に配付され、総務常任委員会では詳細な説明を行った上で審議がなされています。

⑫ 以前に導入から1年で制度を見直すという話を聞いた記憶があるが、1年後に見直されるのか。

A 条例の附則において、先行自治体と同様に、5年ごとに制度について検討を加える
と規定しています。京都市では、これに加えて、議会での議決の際に1年6箇月で検
討を行うとの付帯決議が付されています。本市においても、社会経済情勢の変化等の
事情があれば、制度について検討を加えることが考えられます。

⑬ 先行自治体の京都市では、議会において条例の施行の1年6箇月後に検討を加
え、必要があるときは所要の措置を講じるとの付帯決議が付されているが、金沢市
では条例の附則で同様の検討を5年後に行うこととされているのみである。仮に京
都市で宿泊税に問題が生じて廃止されたとしても、金沢市では5年は継続されるの
か。

A 他の地方自治体でも宿泊税の導入の動きがあり、その動向や社会情勢の変化を踏ま
えて見直し及早まることはあり得ると考えています。

2 宿泊税の使途に関すること

① 目的税だと言うが、目的がはっきりしていない。

A 宿泊税の使途は、金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民
生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策としています。その3つの柱として、
まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興を図る施策、観光客の受入れ環境
の充実を図る施策、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策を掲げてい
ます。具体的な内容については、毎年度の予算案に合わせて公表するとともに、決算
においてもどれだけの収入があり、どのような事業に充当したかを明示します。

② 新幹線開業により観光客だけでなくビジネス客も増えており、宿泊税の使途が観
光目的に偏らないよう配慮してほしい。

A ビジネス客についても、例えば交通の混雑による悪影響が及んでいるなどの課題が
あることから、目的にかかわらず、金沢を訪れる方の利便性を高める施策に活用して
まいります。

③ 宿泊税の使途として、宿泊施設の改修に対する補助制度は設けられるのか。

A 宿泊税の税収は、まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興を図る施策、観光客の受入れ環境の充実を図る施策、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に活用されます。具体的な内容については、毎年度の予算案に合わせて公表することとしており、現時点では回答いたしかねます。

④ 宿泊税を財源に特定の団体を対象とした補助制度を設けるのか。

A 補助制度の創設に当たっては、所管課において、その目的に応じて対象者や対象事業を定めることとなります。補助の目的に応じ、対象を絞ることは考えられます。

⑤ 山間部の登山口の公衆トイレが壊れているが、長期間修繕されないままである。宿泊税の税収もまちなかにだけ活用され、山間部の事業には活用されないのではないかと危惧している。このような要望はどこに伝えればよいか。

A 市の所管事務であれば、担当課へお伝えくださるようお願いいたします。

⑥ 宿泊税の使途は、情報公開請求をすれば公開されるのか。

A 宿泊税の使途は、毎年度の予算案に合わせて公表するとともに、決算においてもどれだけの収入があり、どのような事業に充当したかを明示します。情報公開の請求に対しては、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の規定に基づき対応します。

3 特別徴収義務者の登録に関すること

① 特別徴収義務者としての登録手続きをしない場合はどうなるのか。

A 登録をしない場合でも、条例に規定する特別徴収義務者として申告及び納入の義務があります。条例上の義務であり、登録の申請をお願いします。

② 集客にOTAを利用しており、特別徴収義務者の登録に必要な宿泊約款や宿泊料金を確認できる書類を備えていないが、どのように対応すればよいか。

A 宿泊約款等を備えていない場合は、登録申請書にその旨を記載してください。

③ 特別徴収義務者の登録申請の添付書類である「宿泊料金を確認できる書類」については、1泊2食で料金設定をしている場合は、1人当たりの素泊まり料金の表でよいか。

また、ホームページに掲載した宿泊料金表をプリントアウトしたもので構わないとの説明があったが、宿泊料金の変動が大きい場合は、どのように対応すればよいか。

A ご質問のとおり、1人当たりの素泊まり料金が分かる資料を提出してください。料金の変動が大きい場合は、200円と500円の税率の境界となる2万円を意識しながら、主として適用している料金体系の料金表の提出をお願いします。

④ 申請書等の様式は、市のホームページからダウンロードできるのか。

A 課税開始に向け、順次必要な様式を掲載してまいります。

4 課税対象の判断に関すること

① 乳幼児の宿泊も宿泊税の課税対象となるのか。

A 宿泊税に年齢要件は設けておらず、宿泊行為に対する料金の要不要で課税対象かどうかを判断します。乳幼児の場合も、宿泊行為に対して何らかの料金がかかるようであれば課税対象となりますが、ツインルームに大人2人が宿泊するところへ添い寝をするなど料金がかからないようであれば課税対象とはなりません。

② 乳幼児のベビーベッドの利用は、宿泊税の課税の対象となるのか。これは、先行自治体と同様の取扱いか。

A 先行自治体と同様に、ベビーベッドの利用に対して料金がかかるようであれば課税の対象となります。ただし、東京都と大阪府では、免税点未満となるケースが多いかと思われまます。

③ 添い寝の子供連れの宿泊者に対し、ホテルのサービスでダブルやツインの部屋にアップグレードした場合、添い寝の子供は課税対象としてカウントされるのか。

A 宿泊施設において添い寝の子供を無料として取り扱うのであれば、課税対象とはなりません。

④ スーパー銭湯で部屋を使わない場合は宿泊税の課税対象となるのか。

同一施設で宿泊棟とサウナ棟がある場合は、旅館業の許可を受けている棟が課税対象となるのか。

A 宿泊税は、旅館業の許可又は住宅宿泊事業の届出を行っている施設での宿泊が課税の対象となるため、ご質問のスーパー銭湯がこれらの許可や届出の手続を経していない場合は、課税対象とはなりません。

同一施設で宿泊棟とサウナ棟がある場合は、ご質問のとおり、旅館業として許可を受けた施設での宿泊分が課税対象となります。

⑤ 1万円の食事を注文すれば宿泊料は無料というプランであれば、宿泊税の課税の対象とはならないか。

A 条例上は宿泊税の課税対象とはなりません。他の法令に抵触するおそれがあると考えられます。

⑥ 課税対象となる宿泊の基準として「その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの」という基準があるが、ラブホテルでの日をまたがない6時間以上の滞在について、例えば、深夜0時過ぎにチェックインし、その日の昼頃にチェックアウトするような場合は、宿泊税の課税対象外という理解でよいか。

A 宿泊契約ではなく、また、日をまたがない利用であれば、宿泊税の課税対象とはなりません。

⑦ 「その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの」という課税対象となる宿泊の基準をラブホテルのコンピュータシステムで判定できず、宿泊者から宿泊税を徴収できない。

A 課税の公平性の観点から、施設の業態にかかわらず、旅館業法に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業並びに住宅宿泊事業法に規定する住宅での料金を伴う宿泊行為を課税対象としています。その定義として、先行自治体である京都市を参考に、契約上宿泊として取り扱うもののほか、「その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの」としています。宿泊の定義を細分化すると、課税の判断に疑義が生じることから、簡素な定義としていることをご理解願います。

なお、徴収に関する個別の事案については、税務課にご相談いただきますようお願いいたします。

5 宿泊者からの宿泊税の徴収に関すること

① 宿泊税は現金で徴収しなければならないのか。

A 宿泊者からの徴収については、現金に限らず、クレジットカード、ポイント、旅行券などの方法が考えられますが、いずれの方法でも構いません。市への納入については、納入書により金融機関での納付をお願いいたします。

② 宿泊者が宿泊税を支払わなかった場合は、宿泊事業者が特別徴収義務者としてその分を立て替えて納入しなければならないのか。

A 宿泊税の徴収方法は、先行自治体と同様に、地方税法に規定する特別徴収の方法としており、宿泊者から徴収した宿泊税を納入していただくこととなります。宿泊事業者の協力をいただきながら、円滑に事務を進めていきたいと考えていますので、ご理解願います。

宿泊者の死亡や行方不明など宿泊税を受け取ることができなかったことについて正当な理由があると認められるものについては免除とする規定を設けていますが、制度の上では、これらの事由に該当しない場合は免除することができません。

③ 宿泊税を一律に徴収するのではなく、減免措置が講じられると聞いた記憶があるが、どのような取扱いとなるのか。

A 簡素な制度とするため、減額や免除の制度を設けず、宿泊料金を伴う宿泊を一律に課税対象としています。修学旅行については、市として別途支援措置を講ずる予定ですが、宿泊税はその他の宿泊者と同様に課税されます。

なお、外国大使等の任務遂行に伴う宿泊に限り、ウィーン条約に基づき、課税免除となります。

④ 宿泊者に宿泊税を請求しても支払われないのではないかと危惧している。特に、外国人宿泊客は、理解不能な金額は一切支払わない。何かあれば税務課へ問合せをと言うが、チェックアウトの時間帯は業務が忙しい。きちんと支払ってもらえるようなプログラムを作るべきではないか。

A 宿泊税の円滑な徴収に向けてマニュアルを作成する予定でおり、改めて示します。そのほか、外国からの宿泊者に対しては、外国語版のチラシや金沢市ホームページの翻訳機能などをご活用いただき、納付にご理解をいただくようお願いいたします。

⑤ 領収書への印紙の貼付に関して、宿泊税は公金として取り扱えばよいのか。

A 税金であり、公金としてお取り扱いください。

なお、領収書については、宿泊税の額が明示されていれば相当分が公金として印紙税の算定の対象から除外されますので、領収書には宿泊税の領収額を明示するようお願いいたします。

⑥ ラブホテルでは、宿泊契約で宿泊税分を上乗せして徴収することは可能だが、休憩契約で午前零時をまたぐ6時間以上の利用に宿泊税を上乗せすることは難しく、レシートを個別に確認する必要がある。

A 施設ごとに料金体系等も異なると思われるので、個別の事例については税務課へご相談くださるようお願いいたします。

6 申告・納入に関すること

① 申告書等の記載は手書きで構わないか。

A 手書きで構いません。

② 宿泊税月計表は所定の書式を用いなければならないのか。

また、納入申告書と併せて提出すればよいのか。

A 宿泊税月計表は、ご質問のとおり、納入申告書の添付書類として提出してください。所定の様式は、後日金沢市ホームページに掲載しますが、同様の事項が記載されていれば、ご利用のコンピュータシステムなどから出力されるもので構いません。

③ 宿泊税月計表の「課税対象外」の欄には、添い寝の子供を全て集計して記載しなければならないのか。

A 宿泊施設で集計している宿泊者と課税対象の宿泊者との人数差を記載していただく欄とご理解願います。例えば、添い寝の子供を台帳上で宿泊者として計上していないのであれば、この欄は記載の必要がありません。しかし、台帳上で宿泊者として計上しているのであれば、宿泊税月計表の「課税対象外」の欄に記載がなければ、税務調査等の際にはその整合性を確認することとなりますので、ご注意くださいようお願いいたします。

④ 納入方法が納入書による金融機関での納入に限られているが、インターネットを活用するなど柔軟な対応を求める。

A 納入しやすい環境の整備は課題と捉えていますが、現段階では金融機関で納入書の納入をお願いします。

⑤ 納期の特例については、特別徴収義務者となってから1年を経過という要件があるが、初年度は適用されないということか。

A 経過措置として、平成30年6月30日以前から営業している施設については、平成31年4月から同年6月までに納税すべき宿泊税の額が30万円以下であるなどの要件を満たせば、最短で同年7月1日から特例の申請が可能となります。

7 宿泊者への周知に関すること

① 宿泊者への周知はどのように進めていくのか。

A 平成30年10月からポスターやチラシ等の広報物を展開しており、ホームページにも掲載しています。また、大手旅行代理店や業界団体には別途説明に伺い、周知への協力を依頼する予定です。

② 県外や海外への周知が不十分だと感じているが、全国規模での広報を行う予定はあるか。

A 大手旅行代理店やOTAなどに対して周知を図ります。

③ 海外のエージェントなど外国人宿泊客に対して宿泊税を理解してもらうツールを考えてほしい。全世界の旅行サイトに周知徹底してほしい。

A 先行自治体の取組を参考にしながら、周知徹底に努めます。

8 罰則に関すること

① 特別徴収義務者に対する罰則にはどのようなものがあるのか。

A 地方税法等における法定外目的税に対する罰則が適用されます。例えば、申告がなされない場合に市が税務調査をして税額を決定することとなりますが、その調査を拒否した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されるとの規定があります。

しかし、罰則は、事務が適切に執行されていれば適用されるものではなく、本市の他の税目で適用された事例もありません。罰則を適用するような事例の生じないよう、不明な点があれば税務課へお問い合わせください。

② もし宿泊税を納入しなければどのような罰則が課されるのか。
最も重い罰則はどのようなものか。

A 最も重い罰則は、地方税法による脱税等に関する罪で、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されることとなります。その他、検査拒否等に関する罪、納税管理人に係る虚偽の申告や不申告、帳簿の記載違反、虚偽の申告等に対する罰則が設けられています。

また、罰則ではありませんが、納入がされない場合には、他の税と同様に延滞金が生じるほか、滞納処分を受ける場合があります。疑問に思う点があれば、早めに税務課へご相談いただき、納入が遅れることがないようにお願いします。

市としても、宿泊事業者の皆様が申告と納入を適切に行えるよう周知に努めます。

9 交付金に関すること

① 温泉旅館では1泊2食を基本とした料金設定をしており、料金を宿泊と食事に分けるにはシステムの改修が必要になる。仮に宿泊税支払機を導入すると年間約18万円の経費が発生するが、金沢市から交付される交付金の額はその額にも満たないのではないか。

A 宿泊税の徴収等に対する宿泊事業者の事務負担を考慮して、先行自治体と同様に交付金制度を設けることとしています。小規模な宿泊施設が多いことを考慮して、先行自治体よりも手厚いものとなるよう検討します。

② 交付金の制度が決定するのはいつ頃で、どのような用途に使えるのか。
また、クレジットカード決済の場合の手数料負担は考慮されるのか。

A 先行自治体では納入額の一定割合を特別徴収義務者に交付する制度を導入していますが、本市での制度の詳細については、2019年度予算案に併せて検討します。

この交付金は、用途を特定の用途に限定するものではなく、徴税の事務負担、チラシ等の印刷費、クレジットカード決済の手数料、システムの改修費などの様々な用途に使用することが可能です。

③ 宿泊料金を表示した看板の掛け替えに要する費用は助成されるのか。

A 宿泊事業者の事務負担を考慮して、先行自治体と同様に特別徴収事務交付金を交付する予定ですが、先進自治体よりも手厚い制度となるよう検討しています。この交付金は用途を限定していないため、看板の掛け替え等に使用することが可能です。

10 その他

① 民宿の経営を始めたばかりだが、高齢者にとっては事務手続きが難しい。個別に相談した際に対応してもらえるのか。

A 電話や窓口のほか、必要に応じて訪問等により対応いたしますので、まずはご相談ください。

納入申告書等の提出書類につきましては、事務負担を軽減するために、事前に把握した情報をあらかじめ印字した状態でお送りいたしますので、そのためにも特別徴収義務者としての登録をお願いいたします。また、申告と納入を3箇月ごととする納期の特例の制度を設けていますので、要件を満たす宿泊施設では、この制度をご利用いただければ申告と納入の負担が軽減されます。

また、先行自治体では、特別徴収義務者の事務負担を考慮して、納入された税額に応じて交付金を交付する制度を設けており、本市でも同様の制度の導入する予定です。小規模な宿泊施設にも配慮しながら、より手厚い制度となるよう検討します。

② スポーツ合宿等での宿泊に対しては、助成制度が設けられるのか。

A 修学旅行での宿泊は、宿泊税の課税対象となりますが、別途何らかの支援措置を講ずるよう検討を進めています。ただし、この措置は、宿泊事業者に対する支援ではなく、宿泊される学校に対する支援となります。スポーツ合宿等について同様の取扱いをするかは現時点では回答できませんが、他の助成制度との整合性を図りながら検討します。

③ 宿泊税の課税により平成31年4月の予約がキャンセルされた。今後も、周辺自治体の宿泊施設に宿泊者が逃げる事が予想される。市が補償するのか。

A キャンセルには様々な理由があると考えられますが、どのような理由であれ市が補償することはできません。

④ 宿泊税に関するアンケートの結果を情報公開請求したが、大部分が非公開とされ、黒塗りで公開された。

A 情報公開請求については、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の規定に基づき対応しています。

⑤ ラブホテルは他の宿泊施設と異なる点が多いため、ラブホテルの事業者だけで別途説明会を開催してほしい。

A ラブホテルでも宿泊事業者ごとに取扱いが異なる点が多いと考えられるので、具体的な案件については個別にご相談くださるようお願いいたします。

⑥ 市長や局長が来て説明すべきではないか。

A この説明会は宿泊税の事務説明会であり、3回の説明会を全て同じ担当者が説明と質問への回答をしています。開催日によって説明者が異なることは適切でないと考えています。